

屋外広告物の規制区分別の許可基準 (規則別表第2、第4、第5、第6)

規制区分	許可基準
<p>第1種許可地域</p> <p>禁止地域の中で一般の広告物を認める地域</p> <p>・道路等の沿線で知事が指定する区域</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 10㎡超の自家用広告物は許可が必要です ● 一般の広告物（自家用以外）はすべて許可が必要です ● 広告物の表示面積の合計は 50㎡以内 </div> <p>【屋根面広告】 S'は1屋根面の1/2以内</p> <p>【壁面広告】 1壁面の1/2 以内 ・壁面からはみ出し禁止 Wは1.5m以下 (ただし道路上は、道路境界から1m以内)</p> <p>【壁面の上端を超えないこと】</p> <p>【突出広告】 hは 2.5m以上 (歩道上) 4.5m以上 (歩車道の区別のない道路又は車道上)</p> <p>【屋上広告物】 ・壁面の真上垂直面からはみだし禁止 h + h'は52m以下 h'は建物高さの1/3以下</p> <p>【建植広告物】 15㎡以下 (h ≤ 5m) 10㎡以下 (5 < h ≤ 10m) hは10m以下</p>
<p>第2種許可地域</p> <p>経済活動に配慮しながら景観形成を図るべき地域</p> <p>・道路等の沿線で知事が指定する区域</p> <p>・全市、城南町、富合町、美里町、長洲町、植木町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、高森町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、苓北町の全13市22町の区域。但し、都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域準工業地域及び工業地域 (以下「近隣商業地域等」という。) を除く。</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 10㎡超の自家用広告物は許可が必要です ● 一般の広告物（自家用以外）はすべて許可が必要です ● 広告物の表示面積の合計は 100㎡以内 </div> <p>【屋根面広告】 S'は1屋根面の1/2以内</p> <p>【壁面広告】 1壁面の1/2 以内 ・壁面からはみ出し禁止 Wは1.5m以下 (ただし道路上は、道路境界から1m以内)</p> <p>【壁面の上端を超えないこと】</p> <p>【突出広告】 hは 2.5m以上 (歩道上) 4.5m以上 (歩車道の区別のない道路又は車道上)</p> <p>【屋上広告物】 ・壁面の真上垂直面からはみだし禁止 h + h'は52m以下 h'は建物高さの1/3以下</p> <p>【建植広告物】 20㎡以下 (h ≤ 5m) 15㎡以下 (5 < h ≤ 13m) hは13m以下</p>
<p>第3種許可地域</p> <p>活発な経済活動に配慮して景観形成を図るべき地域</p> <p>・道路等の沿線で知事が指定する区域</p> <p>・2種許可地域で指定した市町の中で近隣商業地域等の区域</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 10㎡超の自家用広告物は許可が必要です ● 一般の広告物（自家用以外）はすべて許可が必要です ● 広告物の表示面積の合計は無制限 </div> <p>【屋根面広告】 S'は1屋根面の1/2以内</p> <p>【壁面広告】 1壁面の1/2 以内 ・壁面からはみ出し禁止 Wは1.5m以下 (ただし道路上は、道路境界から1m以内)</p> <p>【壁面の上端を超えないこと】</p> <p>【突出広告】 hは 2.5m以上 (歩道上) 4.5m以上 (歩車道の区別のない道路又は車道上)</p> <p>【屋上広告物】 ・壁面の真上垂直面からはみだし禁止 h + h'は52m以下 h'は建物高さの1/2以下</p> <p>【建植広告物】 30㎡以下 (h ≤ 5m) 20㎡以下 (5 < h ≤ 15m) hは15m以下</p>